

○財務省告示第百十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年三月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百五

十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あって、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及及び	争入札発	非入札発	者価格競争	特・別第I	国債参加場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札発行」という。  
 後に行われる入札であつた  
 務大臣が各国内債市場特  
 にごとに応募限度額を定め  
 による発行（以下「国債市場  
 別参加者・第II非価格競争  
 発行」という。）

各申込みの応募額を割り当てる。各  
 各申込みのうち応募額を順次割り  
 もかかる。そのうち応募額を順次  
 当てる。市場特別参加者ごとの  
 各国債市場特別参加者ごとの  
 各限額を割り当てる。各  
 申込みの応募額を割り当てる。

額、金額で一兆八百九十億  
 うち、財政法第四十一条の  
 定に基づき発行した利付債  
 ついては、金額で千四百五十  
 十億に四千五百五十万圓、  
 政運営の必要なる財源の確保  
 するたため公債の発行の特  
 するたため公債の発行の特  
 するたため公債の発行の特

七

払

込

金

額

ハ

国債市場

千六百一億七千八百九十万円

ロ

国債市場

千九十八億三千六百九十六万円

イ

国債市場

一兆八百三十四億二千九百九十九万

ハ

国債市場

特別会計に関する法律第四十七

イ

国債市場

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

非競争入札発競争

ロ

国債市場

特別会計に関する法律第四十七

イ

国債市場

特別会計に関する法律第四十七

ハ

国債市場

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 II 追加

特別会計に関する法律第四十七

特別参加 I 追加

特別会計に関する法律第四十七

十三	の経利入価・別債行争非者特国入価発 払過札格第参市及入札格第参市発競行争 込利率発競II加場び札格第I加場行争格日	十一	発 行行 価 格日	九	振額最 替 単 位	八	低 額 面 金	行争非者特 入価・別 札格第参 発競II加
<p>る定り払募年 。す算込入○ る出金決・ 期し額定四 日に金加通パー に金額え知セン 払いを、を受ト 込第次のけ む二十算た者 の号式には、 とにには、 す規よ、</p>	<p>十額十額 九面錢以金 錢額上額 百の百 円そ円に につぞつき きれの九 九の十 十応十九 九募九 円価円 四格二</p>	<p>平す額の振 成る。整載又の 二。数倍は規 十八年の記定 年三月二に、 月二十二日よ るも額の最 の面振 と金替 簿口 座 簿</p>	<p>五 万 円</p>					

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 2}{100 \times 365}$$

十四 初期利子

平成二十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成四十八年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十八年三月二十二日

二十 払込期日